

「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」 細部取扱の制定について

平成30年2月27日付け29北治第639号
北海道森林管理局長より各森林管理（支）署長あて

「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」細部細則を別紙のとおり制定したので、これにより実施されたい。

「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」細部取扱

1. 適用範囲

この調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領細部取扱（以下「細部取扱」という。）は、北海道森林管理局管内における調査・測量・設計及び計画業務の旅費交通費の価格積算を行うに当たって、その細部事項を示したものである。

2. 旅費交通費の積算

現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路によるものとする。交通手段はライトバンを利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

(1) 積算上の基地

旅費交通費の積算上の基地は、下記に示す現地に最も近い総合振興局・振興局を標準とする。

(旅費交通費の積算上の基地)

総合振興局	空知総合振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局
振興局	石狩振興局、日高振興局、檜山振興局、留萌振興局、根室振興局

3. 通勤及び宿泊の区分

(1) 通勤・宿泊の区分

積算上の基地から現地までの片道距離が30km以上（高速道路等を利用する場合は片道距離が60km以上）若しくは片道通勤所要時間1時間以上で、かつ積算上の基地から現地までの行程を鑑み適当であれば宿泊を伴う業務とし、それ以外は通勤による業務とする。

(2) 宿泊地の追加

複数の現地があり、宿泊地から一部現地までの片道距離が30km以上（高速道路等を利用する場合は片道距離が60km以上）若しくは片道通勤所要時間が1時間以上で、かつ宿泊地から一部現場までの行程を鑑み適当であれば、宿泊地を追加する。

(3) 交通費の積算

高速道路等料金およびフェリー乗船料金については、別途計上する。